

慶弔及び表彰に関する細則

第1条（趣旨）

本細則は、横浜市荏田南小学校PTA会則第26条の規定に基づき、本会の慶弔及び表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（死亡）

1 本会会員（保護者）・本校在学児童・本校教職員・本校教職員の家族が死亡したときには、花輪一基と弔慰金5000円を贈るものとする。

但し、本校教職員の家族とは、父母（義父母は同居のみ）・配偶者・子女のみをいう。

2 本会および本校の功労者が死亡したときには、代表委員会の決議を経て、花輪一基と弔慰金5000円を贈るものとする。

第3条（病氣見舞）

本校在学児童・本校教職員が疾病障害により、30日以上入院による欠席をしたときには、見舞金5000円を贈るものとする。

第4条（災害見舞）

本会会員の自宅が全半焼したときには、見舞金5000円を贈るものとする。

第5条（児童への慶事）

本校在学児童の入学及び卒業に際し、祝い品（一人当たり500円以内）を贈るものとする。

第6条（転任・退職）

本校教職員が転任・退職するときには、記念品を贈るものとする。

第7条（表彰）

1 代表委員会を構成していた者が退任するときには、記念品を贈るものとする。

- 2 本校の学校運営及びP T A活動に協力し著しく功績のあった者には、感謝状を贈るものとする。
- 3 本校教職員並びにP T A会員で、本校教育に寄与し表彰を受けたときには、¥5,000以下の記念品を贈るものとする。

第9条（差出名）

本会が本細則に基づき弔慰金・花輪・見舞金・祝い金を贈るとき、「横浜市立荏田南小学校P T A」の名で贈るものとし、個人名は出してはならない。
また、返礼は一切受け取ってはならない。

第10条（附則）

本細則は、平成27年6月1日から施行するものとする。